

第1章 総則

(名称)

第1条 本学会の名称を「日本運動疫学会 (Japanese Association of Exercise Epidemiology)」とする。

(目的)

第2条 本学会は、我が国における運動および身体活動と健康に関連する研究を発展させ、研究成果を社会に還元し、国民の身体活動促進に寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第3条 本学会は第2条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- ① 運動疫学研究に関する普及啓発および教育事業
- ② 国内外の関係機関、団体および学会・研究会との交流、研修、連携活動
- ③ 学会誌の刊行
- ④ 学術総会等の開催
- ⑤ その他、本学会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第4条 本学会の会員は以下の通りとする。

- ① 一般会員: 本学会の目的に賛同し、所定の手続きにより入会した個人(学生を除く)
- ② 学生会員: 本学会の目的に賛同し、所定の手続きにより入会した学生
- ③ 賛助会員: 本学会の目的に賛同し、本学会の事業を後援する個人または団体
- ④ 購読会員: 本学会の目的に賛同し、本学会の学会誌を購読する団体

2 前項の規定とは別に、本学会に長年功績のあった個人を名誉会員とする。名誉会員は会務総会の承認により選任する。

(入会および会費)

第5条 本学会に入会を希望する個人または団体は、入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて本学会事務局に申し込むものとする。

第6条 会員は、別に定める年会費を滞ることなく納めなければならない。

第7条 一般会員および学生会員は本学会の学術総会、会務総会への出席および学術総会での研究代表者としての研究発表、学会誌への投稿および学会誌の配布を受けることができる。

(資格の喪失)

第8条 会員は次の各項のいずれかに該当する場合は会員の資格を失う。

- ① 本人により退会の申し出があったとき
- ② 3年間連続して会費を滞納したとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 会員が本学会の名誉を著しく傷つけたと判断されるような行為があり、理事会により除名が決議さ

れたとき

第4章 役員

(役員)

第9条 本学会に次の役員を置く。

- ① 理事長 1名
- ② 副理事長 若干名
- ③ 理事 若干名
- ④ 監事 2名

(役員を選任)

第10条 理事および監事は、一般会員の中から、会務総会の承認により選任する。

第11条 理事長は、理事会において互選する。

第12条 副理事長は、理事長が理事の中から指名する。

第13条 理事および監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 役員職務は次の各項による。

- ① 理事長は本学会を代表して会務を総括する。
- ② 副理事長は理事長を補佐し、理事長が会務を遂行できない場合には理事長の会務を代行する。
- ③ 理事は、理事会を構成し、会則または会務総会の議に基づき本学会を運営する。
- ④ 監事は、本学会の事業の状況を監査し、理事会および会務総会に報告する。
- ⑤ 理事長は、理事の3分の1以上の請求があった場合には、理事会を招集しなければならない。
- ⑥ 理事会は過半数の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した理事は出席したものとみなす。理事会の議長は理事長とする。
- ⑦ 理事会の議事は過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- ⑧ 理事会の審議は電子メールあるいはテレビ電話などの利用を認める。
- ⑨ 理事会は第3条の事業を行うために、本学会に第16条に規定する委員会の他に委員会を設けることができる。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会)

第16条 本学会に以下の委員会を置く。

- ① 編集委員会
- ② 学術委員会
- ③ セミナー委員会
- ④ 広報委員会
- ⑤ プロジェクト研究委員会

- ⑥ 総務委員会
- ⑦ 公式声明委員会

2 各委員会の委員長は、理事長が理事の中から指名し、理事会の過半数により任命される。

(顧問)

第17条 本学会は、顧問を置くことができる。顧問は会費を免除する。顧問は理事会に出席して意見を述べることができる。

第5章 学術総会および学会誌

(学術総会)

第18条 本学会は学術総会を年1回以上開催する。

- ① 学術総会は、学術委員会が運営する。
- ② 学術総会においては、運動疫学およびこれに関連する研究発表とそれに基づく意見交換を行う。

(学会誌)

第19条 本学会は学会誌「運動疫学研究(RESEARCH IN EXERCISE EPIDEMIOLOGY)」を刊行する。

- ① 学会誌は、編集委員会が発行する。
- ② 学会誌への投稿は別に定める投稿規程による。

第6章 会務総会

(会務総会の種別)

第20条 会務総会は通常会務総会と臨時会務総会とする。

(会務総会の議決事項)

第21条 会務総会は、次の事項を議決する。

- ① 事業報告および収支決算に関する事項
- ② 事業計画および収支予算に関する事項
- ③ 役員人事に関する事項
- ④ 会則の変更に関する事項
- ⑤ その他、本学会の会務に関する事項で、理事会において必要と認められた事項

(会務総会の開催)

第22条 会務総会は毎年1回開催する。

2 臨時会務総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認めたとき
- ② 会員の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

第23条 会務総会の議長は、理事長とする。

第24条 会務総会の議事は、別の定めがある場合を除き、出席している一般会員および学生会員の過半数を持って決する。

第25条 会務総会の議長は会務総会における議事の経過およびその結果を議事録に記載し、保存しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の管理)

第26条 本学会の資産は理事長が管理し、理事会の議決を経て確実な方法によって保管する。

(資産の支出)

第27条 資産の支出は、理事会の議決を経て会務総会が承認した予算に基づいて行う。

(事業年度)

第28条 本学会の会計年度は毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

第8章 会則の改定

(会則の改定)

第29条 会則は会務総会の議決を経て改定することができる。

第9章 解散

(解散)

第30条 本学会の解散は、理事現在数の4分の3以上および一般会員の2分の1以上の議決を経なければならない。

2 本学会の解散に伴う残余財産は、理事現在数の4分の3以上および一般会員の2分の1以上の議決を経て、本学会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第31条 本学会の事務を処理するために事務局をおく。

第32条 事務局の所在は理事会の議決を経て決定する。

第33条 事務局は総務委員長の指示のもとに、次の会務を処理する。

- ① 学術総会および会務総会に必要な事項
- ② 会費の徴収および経理事務
- ③ 予算案および決算書の作成
- ④ その他会の運営に必要な事項

附則

本会則は、2013年10月1日より施行する。

本会則は、2016年6月18日（一部改正）より施行する。

日本運動疫学会の年会費を定める細則

日本運動疫学会会則第 4 条に基づき、日本運動疫学会の年会費を次の通りとする。

一般会員	5,000円
学生会員	2,000円
賛助会員	50,000円
購読会員	5,000円

附則

本細則は、2013 年 10 月 1 日より施行する。

以上